

有料公園施設(テニスコート・多目的広場)の利用方法

有料公園施設をご利用される場合は、事前に利用者登録を行う必要がありますので、「公共施設予約システム」(以下、「予約システム」という。)にて予約申込等を行ってください。※予約システムで施設の予約を行う場合は、事前に利用者登録を行う必要がございます。

予約申込等については、下記の内容を事前にご確認下さい。

○利用者登録について

令和8年4月より、公園使用料の一部改定に伴い、市内・市外の区分により使用料が異なります。

但し、市外在住の方で、市内に勤務されている方、市内に在学されている方については、市内区分の使用料で利用ができますので、公園管理課窓口で、令和8年4月1日以降に利用者登録の変更手続きを行ってください。

公園施設については、「**個人登録のみ**」となります。団体登録は受付しておりません。

新規登録・更新・変更

・利用者登録については、「公園管理課窓口(那覇市役所9階)」で受付しています。公園管理課窓口で、「那覇市公共施設予約システム利用者登録申請書」を窓口に出してください。

本人確認を行いますので、申請する方の免許証・保険証などの身分証明書をご持参ください。

※新都心公園をご利用の方は、新都心公園内の緑化センターでも、利用者登録ができます。

また、**新規登録**については、マイナンバーカードを用いて、オンラインで利用者登録の申請ができますので、「那覇市公共施設予約サービス」の「アカウント登録」から申請をしてください。

※施設管理者で審査後に、予約等が可能となります。

但し、15歳以下の方については、オンライン申請はできませんので、窓口で利用者登録の申請をお願いします。

更新・変更手続き・15歳以下の方の利用者登録

公園管理課窓口(那覇市役所9階)の手続きとなりますので、「那覇市公共施設予約システム利用者登録申請」を窓口に出してください。

本人確認を行いますので、申請する方の免許証・保険証などの身分証明書をご持

参ください。

オンライン申請については、「**新規登録のみ**」となりますので、更新等の手続きについては窓口で行ってください。

・代理申請を行う場合は、代理の方の本人確認も行いますので、申請者の身分証の写しと代理の方の身分証明証を併せてご持参ください。

・住所・氏名・勤務先(通学先)の変更(※市外利用者の方)がある場合は、速やかに変更手続きをしてください。

○予約申込について

予約方法

・予約については、予約システムから予約申込等を行ってください。

※公園管理課では、電話での予約は受付けておりません。

但し、当日の空き状況の確認や予約はシステムでは行えませんので、当日利用をご希望の方は公園管理課までお問合わせください。

・**利用日直前 3 日間の予約**については、他の利用者の利用を制限することになるため**予約の取消は不可**となり**支払い義務が発生**します。

予約取り消し

未払いの場合

利用の 4 日前まで、予約システムでの取消が可能です。
「予約申込内容明細」の操作から【取消】を行うことができます。

支払済の場合

利用の 4 日前までに、公園管理課へ取消の連絡が必要です。
取消をした予約については、支払い済みの使用料を返金となりますので、還付申請を行ってください。

支払方法

・利用料のお支払いについては、事前払いになっておりますので、**利用日の前日までにコンビニ払い**を行って下さい。

・支払期限が過ぎたものについては、コンビニ払いでのお支払いができませんので、公園管理課まで連絡をお願いいたします。納付書にて銀行窓口でのお支払いとなります。

抽選申込

・抽選申込期間は、利用月の前々月の 15 日 0:00～末日 23:59 までに、予約システムにて抽選申込をしてください。

例)6月利用分の抽選申込をしたい場合→抽選申込期間 4月15日～30日
・抽選は、利用月の前月1日に予約システムの自動抽選が行われます。
・抽選確定及び空き施設の予約確認は、利用月の前月2日から予約システムにてご確認ください。

施設利用許可証の交付
・施設利用許可書は、利用料のお支払い後に交付となります。 必要な方は、利用日までに予約システムよりダウンロードして下さい。

○振替方法について

振替
・支払済みの使用料について、以下の場合、仮予約(未払の予約)先へ、使用料を充当することができます。 振替依頼は利用日前日までに、お電話またはFAXで公園管理課までご連絡ください。 ・雨天等により施設を使用できなくなった場合 ・利用日の4日前までに予約の取消を申し出た場合
・公園施設振替申請書
・ <u>振替申請期間は、原則、利用日から3ヶ月以内に手続きをして下さい。</u>

○還付方法について

還付
・雨天等で使用できなかった使用料の還付申請を行うことができます。還付を希望される方は、公園管理課窓口にて「公園使用料還付申請書」(要押印)と通帳の写しを提出してください。 ※通帳の写しとは申請者名義の通帳の表紙・見開き1ページ目の写しとなります。
・還付手続き申請後、約1カ月後に通帳に振り込まれます。
・ <u>還付申請期間は、原則、利用日から3ヶ月以内に手続きをして下さい。</u> ※但し、年度末の3月分の利用についての還付申請は、当年度期間内(4月30日まで)に手続きをするようお願いいたします。

※新システムでは、これまでの振替対応ができませんので、還付申請を行ってください。

○その他

スポーツ施設の利用	
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は <u>1日2時間、月10時間以内</u>の2時間単位の申込となります。 ・人工芝のコートは、次の利用者のため利用後は、必ずコート整備を行ってください。
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> ・「新都心公園」「漫湖公園」の利用者は、<u>1日2時間、月6時間以内</u>の2時間単位の申込となります。 ・「真嘉比遊水地」の利用者は、<u>1日4時間、月6時間以内</u>の1時間単位の申込となります。

有料施設の利用に関する注意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の照明は、利用者で点灯及び消灯を行ってください。照明スイッチの分電盤は各施設)にあります。操作方法が分からない方は公園管理課にて事前に確認してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・予約時間には、コート整備や後片付け等の時間も含まれますので、ご利用にあたっては次の利用者に迷惑にならないよう時間厳守でお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録の不正や他の利用者の迷惑になる行為があったと認められる場合は、利用者登録の停止を行います。 例)・架空または事実と異なる利用者登録申請 <ul style="list-style-type: none"> ・事実と異なる予約申込 ・故意に予約申込と予約取消を繰り返す行為 など
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、登録者と連絡が取れない場合には、ID 利用を停止させていただくことがあります。
<ul style="list-style-type: none"> ・プレー中の事故は、施設の不備を除き、原則、本市は責任を負いません。
<ul style="list-style-type: none"> ・周囲で雷の兆候がみられる場合は、「気象庁の注意報」や「雷ナウキャスト」などを活用して天候情報を確認し、施設利用の継続、中断、または避難の判断を利用者の状況に応じて適切に行ってください。